

○浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(第15条抜粋)

(多量排出事業者の義務)

第15条 多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者で規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、当該事業所から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 多量排出事業者は、当該事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 多量排出事業者は、当該事業所から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

○浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

(第3・4条抜粋)

(廃棄物管理責任者の選任等)

第3条 条例第15条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、当該事業所の事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し権限を有する者の中から行わなければならない。

- 2 前項の廃棄物管理責任者の数は、事業所ごとに1人とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、市長の指定する数とする。
- 3 条例第15条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、廃棄物管理責任者選任届(別記第1号様式)により行うものとする。
- 4 前項の廃棄物管理責任者選任届は、選任の日から14日以内に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成等)

第4条 条例第15条第3項の規定による計画書の作成は、事業系一般廃棄物減量計画書(別記第2号様式)により、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における計画について、行うものとする。

- 2 前項の計画書は、毎年度市長が指定する期日までに提出しなければならない。